

規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、T B T 協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

ラベル表示及び S D S 等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しについて

下記のとおり、ラベル表示及び S D S 等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。(電話による意見の提出は不可。)

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

ラベル表示及び S D S 等交付の義務対象物質に関する労働安全衛生法関係法令の見直しについて

2. 対象品目

別表 1 から別表 3 に掲げる物並びにこれらを含む製剤その他の物

3. 趣旨

別表 1 の対象物質を譲渡し、又は提供する者に対し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項に基づく容器又は包装への名称等の表示及び法第 57 条の 2 第 1 項に基づく文書の交付等を義務付けるとともに、別表 2 の対象物質について、当該義務付けを解除する。また、別表 3 の対象物質について、名称等の変更を行う。

4. 施行予定日

令和 11 年 4 月（予定）（別表 1 並びに別表 3 の 1 及び 4 の対象物質）

令和 9 年 1 月（予定）（別表 2 並びに別表 3 の 2 及び 3 の対象物質）

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号：03-5253-1111（内線 5608）

e-mail: risk-shourei@mhlw.go.jp

6. 意見提出期限

意見募集開始日から 60 日

なお、労働安全衛生法関係法令は、次のURLにおいて入手できます。

- 労働安全衛生法（英文）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3440>

- 労働安全衛生法施行令（英文）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3817>

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」 (概要)

別表1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質 (追加)

	名称	備考	CAS番号 * 1
1	安息香酸カリウム塩		582-25-2
2	(エチレンジオキシ) ジメタノール		3586-55-8
3	2-エトキシエチル=メタクリラート		2370-63-0
4	1-エトキシ-2-(2-メトキシエトキシ) エタン		1002-67-1
5	5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ) フェノール		3380-30-1
6	2-(4-クロロフェニル)-3-シクロプロピル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) プタン-2-オール		94361-06-5
7	5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン		26172-55-4
8	2, 2'-[[(3, 3'-ジクロロビフェニル)-4, 4'-ジイル] ビス (アゾ)] ビス [3-オキソ-N-フェニルブタンアミド] (別名ピグメントイエロー12)		6358-85-6
9	2, 2'-[[(3, 3'-ジクロロ-1, 1'-ビフェニル)-4, 4'-ジイル] ビス (アゾ)] ビス [N-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)-3-オキソブタンアミド] (別名ピグメントイエロー83)		5567-15-7
10	ジメチルアミン=塩酸塩		506-59-2
11	1, 3-ジメチル-2-イミダゾリジノン		80-73-9
12	N'-(1, 3-ジメチルプテリデン)-3-ヒドロキシ-2-ナフトヒドラジド		214417-91-1
13	N, N, N', N'-テトラキス (ホスホノメチル) エチレンジアミン		1429-50-1
14	2, 5, 7, 8-тетраметил-2-(4, 8, 12-триметилтридецил) хроман-6-ол (別名 d-α-トコフェロール)		10191-41-0
15	天然ゴム		9006-04-6
16	トリエチレングリコール		112-27-6
17	トリエチレングリコールモノメチルエーテルボレート		30989-05-0
18	1, 1, 2-トリフルオロ-2-(トリフルオロメトキシ) エテン		1187-93-5
19	ナトリウム=オクチル=スルファート		142-31-4
20	ナトリウム=デシル=スルファート		142-87-0
21	2, 2'-ビス [[(3-(1-アジリジニル) プロパノイル) オキシ] メチル] プチル=3-(1-アジリジニル) プロパノアート		52234-82-9
22	N, N'-ビス (2, 4-ジメチルフェニル)-3, 3'-ジオキソ-2, 2'-[[(3, 3'-ジクロロビフェニル)-4, 4'-ジイル] ビス (ジアゼンジイル)] ジブタンアミド (別名ピグメントイエロー13)		5102-83-0
23	ビス (2, 4-ペンタンジオナト) カルシウム		19372-44-2
24	ヒドロキシシトロネール		107-75-5
25	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル) ベンゾトリアゾール		2440-22-4
26	フェニルビス (2, 4, 6-トリメチルベンゾイル) ホスフィン=オキシド		162881-26-7
27	ブタン-2-チオール		513-53-1
28	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロビシクロ [2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸無水物		115-27-5
29	1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロ-1, 2-プロピレンオキシド		428-59-1
30	ヘプタフルオロブタン酸		375-22-4
31	ペンタン-2, 3-ジオン		600-14-6
32	N-ホルミルモルホリン		4394-85-8
33	メタクリル酸=3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル		2144-53-8
34	メタほう酸カリウム		13709-94-9
35	2-メトキシエチル=メタクリラート		6976-93-8

備考:

- * 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」 （概要）

別表2 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（削除）

	名称	備考	CAS番号 * 1
1	フタル酸ジエチル		84-66-2

備考：

- * 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行う。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」（概要）

別表3 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（名称の変更等）

	改正後			改正前		
	名称	備考	CAS番号＊1	名称	備考	CAS番号＊1
1	水酸化リチウム及びその一水和物＊2		1310-65-2 1310-66-3	水酸化リチウム		1310-66-3
2	炭化けい素	非繊維状のものを除く。＊3	409-21-2	炭化けい素		409-21-2
3	メタほう酸バリウム		13701-59-2	メタホウ酸バリウム		13701-59-2
4	2-メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩＊4		149-30-4 155-04-4	2-メルカプトベンゾチアゾール		149-30-4

備考：

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

＊1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。

＊2 水酸化リチウム一水和物について今回追加するもの。

＊3 炭化けい素（非繊維状のもの）について今回削除するもの。

＊4 2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩について今回追加するもの。